

報告第6号

地方自治法第179条第1項の規定に基づき処分した平成26年度墨田
区一般会計補正予算の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成
26年11月21日、平成26年度墨田区一般会計補正予算（第5号）を次のとおり
処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

なお、この案件は、衆議院の解散に伴い、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国
民審査の執行に要する経費を早急に予算措置する必要が生じたため処分したものであ
る。

平成26年11月21日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

報告第 6 号

平成 26 年度

墨田区一般会計補正予算

平成26年度 墨田区一般会計補正予算

平成26年度墨田区一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 97,604 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 108,622,396 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月21日専決

墨田区長 山崎 昇

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補正額	計
14 都	支 出 金	7,378,441	97,604	7,476,045
	3 都 委 託 金	722,215	97,604	819,819
歳 入 合 計		108,524,792	97,604	108,622,396

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総	務 費	8,556,598	97,604	8,654,202
	3 選 挙 費	107,265	97,604	204,869
歳 出 合 計		108,524,792	97,604	108,622,396